

〔 雇用調整助成金  
中小企業緊急雇用安定助成金 〕 支給申請確認書

雇用調整助成金／中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたいので、裏面記載の 2 の注意を了解し、1 の不支給要件に該当しないことを確認の上、別紙申請書のとおり申請します。なお、この申請書の記載事項に係る確認を安定所（労働局）が行う場合には協力します。

平成 年 月 日

事業主 住 所 〒  
又は 名 称  
代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

（ 労働局長 殿  
公共職業安定所経由）

事業主又は 住 所 〒  
(提出代行者・事務代理者) 名 称  
社会保険労務士 氏 名

㊞

## 注 意

### 1. 不支給要件

以下の不支給要件のいずれかに該当する場合は、助成金を受給することができません。

- (1) 助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度に、休業等の実施事業所において労働保険料を納入していない場合。
- (2) 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている事業主
- (3) 対象期間の初日の前日から起算して6か月前の日から対象期間の末日までの間に、労働関係法令の違反を行っていることにより次のいずれかに該当するなど、支給することが適切でないものと認められる場合。(この場合、既に助成金の支払いを受けたものについても返還対象となります。
  - イ 都道府県労働局労働基準部から送検された場合
  - ロ 都道府県労働局職業安定部及び需給調整事業部の告訴又は告発により送検された場合
  - ハ イ及びロに該当しない場合であって、告訴又は告発により送検されたことが明白な場合

### 2. 受給にあたっての注意

- (1) 対象期間の所定労働日数が合理的な理由なくその直前の1年間より増加している場合、休業等を行った日数から増加日数を差し引いて支給します。
- (2) 偽りその他不正の行為が判明した場合には、事業主の名称・代表者氏名、事業所の名称・所在地・概要、不正受給の金額・内容を公表し、支給した助成金の返還を求めるとともに、以後3年間は雇用保険料を財源とするすべての助成金が支給されません。また、特に悪質なものについては、刑事告発等を行います。
- (3) 労働局は、(2)に該当する公表、刑事告発等によって事業主に生じたいかなる損害についても、責任を負いません。